

「週休2日制適用工事」における用語の定義（補足）

用語	定義
週休2日	対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態
対象期間	現場施工着手日から現場施工完了日までの期間（下図参照）
現場閉所	巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態 ※降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所（現場休息）日数に含める
現場休息	大規模施設建設等における分離発注工事（建築・電気・機械など）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態
工事着手 (現場施工着手日)	現場での測量や調査、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日（着手届の提出日とは異なる） [建築工事] 現場測量、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際の工事のための準備工事等により、現場に継続的に常駐した最初の日（着手届の提出日とは異なる）
準備期間	準備に要する期間
着工準備	契約締結日から工事着手の間の期間
準備工事	本体工事の前に実施する、現場事務所等の設置または測量等の作業に要する期間
本体工事	設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事
施工終了 (現場施工完了日)	後片付けや清掃を除いた作業が完了した日
対象外	発注者が、発注時において週休2日制適用工事の対象としないもの
未達成	発注者指定型において4週8休相当に達しなかった状態 受注者希望型において「実施する」とした後、4週6休相当に達しなかった状態

【週休2日制適用工事 対象期間】

